

第3期 金ケ崎町子ども・子育て支援事業計画



1. 計画策定の趣旨

「金ケ崎町子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条に基づく、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保など業務の円滑な実施に関する計画です。

本町では、第1期及び第2期の計画の成果と課題を整理し、より一層の子ども・子育て支援の充実を図るため、第3期計画（期間：令和7年度～11年度）を策定します。

ただし、計画期間中であっても、大きな社会情勢の変化や制度の変更、実態と計画とが大きく乖離する等の場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

2. 計画の性格

本計画は、本町における子どもと子育て家庭を支援するための総合的な計画です。

様々な分野の取組を総合的かつ計画的に進めるために、金ケ崎町総合計画や教育振興基本計画など関連計画と整合を図りながら推進します。

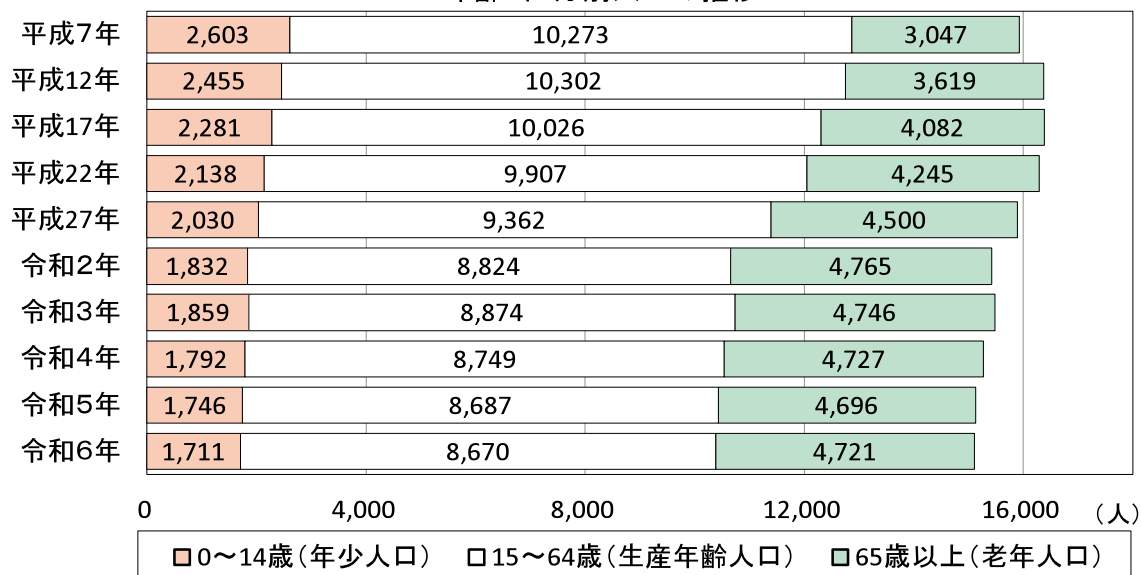
3. 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

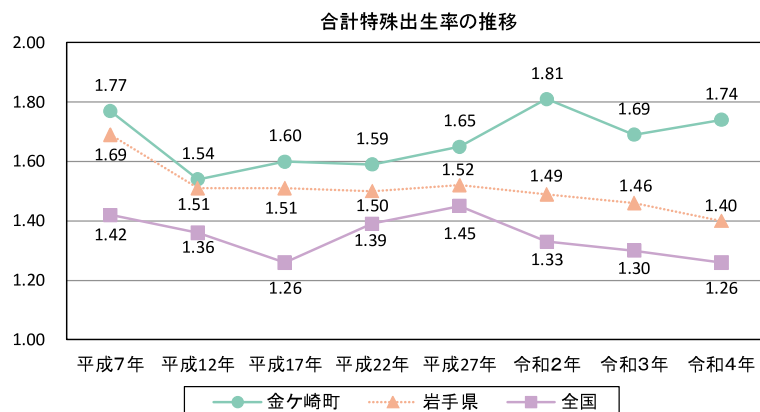
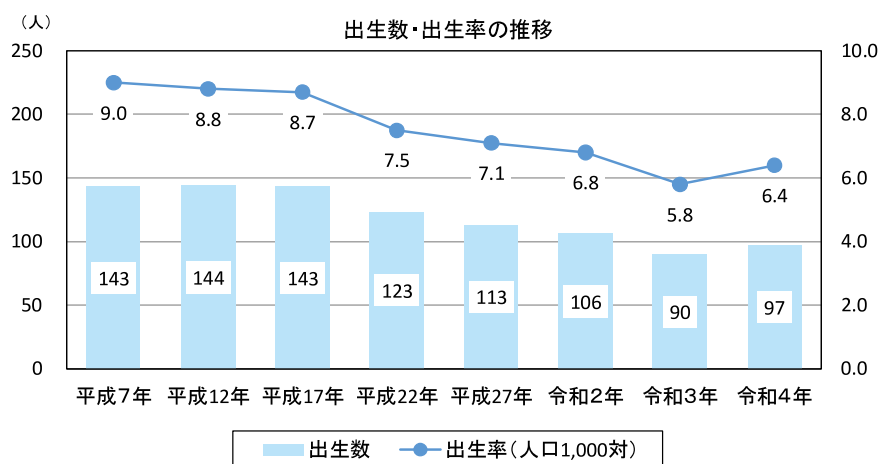
4. 人口等の推移

本町の年少人口は減少を続け、令和6年には1,711人となっています。また、合計特殊出生率は、本町は全国・岩手県よりも各年で上回っており、令和4年は1.74と近年では高めとなっていますが、一般に自然増と自然減との境目は2.08程度といわれており本町においても2.08を下回っています。

年齢3区分別人口の推移



資料：「住民基本台帳年齢別人口統計」住民課（令和2年までは「国勢調査」）



資料：「人口動態調査」、「岩手県保健福祉年報」（平成7年は「岩手県衛生年報」）

5. 計画の基本的考え方

(1) 基本的理念

家族すこやか地域が育むまち

全ての子どもが、公平に教育と福祉を享受し、夢や希望を持って未来に挑戦できる社会を実現します。また、子どもの最善の利益を最優先に考え、家庭だけでなく地域社会全体で子どもや子育て家庭を包括的に支援し、共に子どもを育む環境づくりを推進します。

(2) 基本目標及び施策の方向、第2期計画の評価と第3期計画

子ども・子育て支援の事業・施策の実施状況やニーズ調査等の結果を踏まえ、第2期計画の評価を行うとともに、基本的理念達成に向けた第3期計画の方向について次のとおり整理しました。

第2期計画		第3期計画
課題	評価	新規事業、主な取組【事業・施策のNo.】
基本目標1 地域における子育て支援の充実		
◇教育・保育サービスの充実		
保育士等の人材確保	●町内へ就職した常勤保育士へ補助金を交付、研修を実施し、必要な人員確保に努めた。	●必要な人材確保のため、継続して各助成金や補助金の交付、子育て支援員研修を実施。【No.10】
緊急時の一時預かり先等	●保育園での一時預かり事業を1箇所から2箇所に増やして実施した。	●乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施。【No.1】 月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付。
	●学童保育所の入所児童の増加に対応してきたが、入所待機が新たに発生した。	●入所待機とまらない環境を整える。 ●人材確保のため、処遇改善等の補助を継続。【No.11】
◇育児相談、情報提供体制の充実		
情報の集約と発信方法の検討	●子育て情報ガイド及び町HPの認知度が向上。 ●サービス内容等が分からない保護者が微増。	●重点プロジェクトで対応 保護者とサービス等をつなぐ。
ワンストップの相談対応（相談窓口の連携）	●R2 母子保健と児童福祉の両機能が同じ課となる。 ●R4 子ども家庭総合支援拠点の設置。 ●相談窓口の連携は進んだが、ワンストップの相談対応のニーズがある。	●こども家庭センターの設置。【No.14】 母子保健と児童福祉の機能が一体的に、包括的な支援を切れ目なく提供。 ①妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援 ②子どもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援
	●教育委員会と子育て支援課へ子育て支援相談員を配置	●双方の機能による相談対応力の向上。 ●窓口連携のため、配置継続。【No.15】
保護者同士の交流、交流の場の情報提供	●子育て支援センターで子育て相談につなげた。 ●R5 地域支援事業を開始、交流機会が増加。	●重点プロジェクトで対応 保護者と交流の場をつなぐ。

第2期計画		第3期計画
課題	評価	新規事業、主な取組【事業・施策のNo.】
基本目標2 母親と子どもの健康の確保及び増進		
◇切れ目のない母子保健対策の充実		
切れ目のない相談支援	● R2 子育て世代包括支援センターの設置。 妊娠期から子育て期にわたり、子どもや保護者に寄り添った相談支援を行った。 ● 小学生以下の保護者の悩みは子どもの病気や発育、発達が多い。	● 子育て世代包括支援センターに児童福祉機能を追加したこども家庭センターを設置し相談支援機能を充実。【No. 14】 ● 重点プロジェクトで対応 相談内容に応じて、必要な支援へつなぐ。
◇思春期保健対策の整備		
思春期保健対策	● 小中学校で講演会を実施し、薬物・喫煙・飲酒等による健康被害についての意識が向上。	● 今後も継続して講演会を実施し、理解の定着を図る。【No. 32】
◇食育の推進		
乳幼児期から発達段階に応じた食育	● 健診や離乳食教室にて、啓発を実施。個別指導を行い、保護者の悩みや不安解消を図った。 ● 小中学校等で食育に取り組み、発達段階に応じた食の理解が向上。	● 保護者が気軽に相談できるように、子育て支援センターとの連携を強化。【No. 34、35】 ● 食育の定着を図るため、小中学校等で繰り返し指導を実施。【No. 36】
◇小児医療の整備		
医療体制の充実、関係機関や広域での連携	● 休日・夜間診療所、こども救急相談電話を周知。	● 救急時の受診や相談先の周知を継続。【No. 39】
基本目標3 教育環境の整備と健全育成の充実		
◇生きる力の育成に向けた教育内容の充実		
不登校の支援や受け皿	● R6 教育支援センターの設置。	● 教育支援センターの継続。【No. 49】 不登校傾向にある児童生徒の指導や保護者からの相談に対応
幅広い教育機会の提供	● 自然体験や社会体験の学習、様々な世代との交流を行い教育機会が提供できた。 ● R3 子ども食堂事業の開始。 ● 居場所を希望する子どもは多いが、新たな団体の活動が知られていない。	● 子どもの居場所づくりの推進。【No. 46】 様々な場所を活用して安心安全で気軽に立ち寄れる場所を設け、食事や学習機会の提供、相談支援等を行う。 ● 重点プロジェクトで対応 相談内容に応じて、居場所へつなぐ。
◇家庭や地域の教育力の向上		
保護者教育の実施や情報提供	● 親子交流や講座等を実施。 ● 家庭教育支援の相談対応職員を配置し、相談に対応。 ● 家庭での過ごし方や子どもとのコミュニケーションについて、保護者が主体的に考え行動できる状況が変わらない。	● 親子交流や講座等の継続。【No. 13、16】 ● 重点プロジェクトで対応 相談内容に応じて、関係機関へつなぐ。【No. 51】
◇子どもを取り巻く有害環境対策の推進		
子どもを取り巻く有害環境対策	● パトロールを実施。 ● インターネット上の安全が課題。	● 有害環境対策等の講演会や学習会を実施。【No. 16】

第2期計画		第3期計画
課題	評価	新規事業、主な取組【事業・施策のNo.】
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備		
◇生活環境の整備		
子育て家庭のニーズに沿った遊び場の提供	●公園の管理を実施。 ●遊具、洋式トイレ、おもつ交換設備、室内の遊び場のニーズがある。	●荒巻公園トイレのユニバーサルデザイン化も含め、ソフト面・ハード面の両方で設備の改善を進める。【No. 52】
◇安全・安心の確保		
通学時の安全確保	●交通安全施設の点検を実施し、要望書を提出し改善。	●継続して地域からの要望を集約し、関係機関へ要望する。 ●関係機関の検討結果を地域と共有する。【No. 53】
基本目標5 ワーク・ライフ・バランスの推進		
◇就労環境の整備 ◇家庭での男女共同参画の推進		
働き方改革の推進	●育児・介護休暇等制度のチラシを配布。 ●周知・啓発を行い、父親が育児や家事等を積極的に担う家庭もあった。 ●家庭での親の時間のゆとりのなさ、子どもの不規則な生活やコミュニケーション低下に影響の可能性がある。	●国の育児・介護休暇等制度に関して、町HP掲載や商工関係団体を通じて周知を継続。【No. 56】 ●パパデイ等の学習機会を継続し、男女が共に家庭を運営する意識を醸成。【No. 16、57】
基本目標6 支援を必要とする子どもへの取組の充実		
◇児童虐待防止対策の充実 ◇ひとり親家庭の自立支援の推進		
◇子どもの貧困に関する支援の推進		
支援が必要な子どもの支援体制の構築、情報共有の仕組みづくり	●R4 子ども家庭総合支援拠点の設置。 ●要保護児童対策地域協議会の設置。 ●情報提供、生活支援等の強化がさらに求められる。	●子ども家庭総合支援拠点に母子保健機能を追加したこども家庭センターを設置して、双方の機能から相談支援を実施。【No. 14】 ●子どもの居場所づくりの推進。【No. 46】
虐待対応の強化		立ち寄った子どもの中で支援が必要な子どもを早期に発見する。 ●重点プロジェクトで対応 - 子どもや保護者と関係機関や各種事業をつなぐ。
◇障がいのある子どもへの支援の充実		
障がい児や医療的ケア児等に対する支援体制の構築	●R3～ 医療的ケア児のため小学校へ看護師を配置。 ●学校等へ保育補助員・特別支援員を配置。 ●支援が必要な子どもが増加し職員不足が課題。	●障がいのある子どもの教育・保育環境を継続するため、看護師や保育補助員、特別支援員の確保に努める。【No. 9、73、74】 ●保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等と連携を図り、様々な機会を捉えて協議を行っていくとともに、随時家族等からの相談に対応する。【No.9】



重点プロジェクト

第2期計画重点プロジェクト

「とどけ！子育て情報プロジェクト!!」

情報提供方法及び主な内容、情報集約の方法に取り組んだ。

課題

- 子育て情報ガイドや町 HP などを「知っている」「利用している」「利用したい」の割合が増加したが、施設や事業等を利用する人数が増えない。
- アンケート調査では、「サービス内容や利用等がわからない」保護者が増加、気軽に相談できる人（場所）がない（ない）と回答がみられた。
- 相談できる人や居場所を求める小学生が3割以上いることが新たな課題となっている。

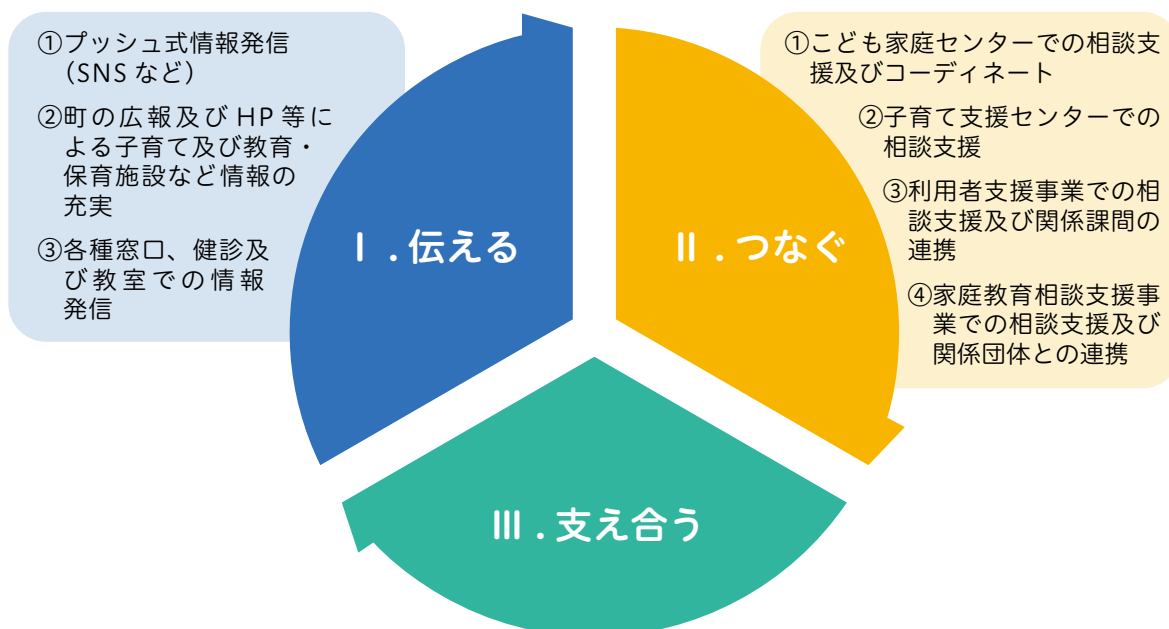
第3期計画重点プロジェクト

「伝える・つなぐ・支え合う」

伝える こと（情報提供）に、新たに**つなぐ** こと、**支え合う** ことを追加する。

つなぐ →子どもや子育て家庭と支援先（施設・事業・団体等）とのつながりを強化する。

支え合う →支援先を強化して、地域全体で支え合う。



各種相談対応から次の事業や施設等へつなぎ、支え合います。

- ①子育て講座、サークル活動、各種団体の交流機会など
- ②一時預かり、学童保育所、放課後子ども教室、ファミサポ、子どもの居場所など
- ③療育教室、障がい福祉サービス、要保護児童対策地域協議会など

6. 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

① 教育・保育提供区域

ニーズの増減に柔軟に対応するため、町全体で1区域とします。

② 教育・保育の量の見込みと確保の方策

見込み量の算出にあたっては、対象年齢の人口推計と教育・保育のニーズ調査から算出されたサービスの利用意向、教育・保育施設の配置・利用状況、保護者の就労状況及び地域の実情などを考慮し反映しています。

■教育・保育施設及び地域型保育事業

	対象事業	対象年齢
1	1号認定（認定こども園、幼稚園）	3～5歳
2	2号認定のうち、幼稚園利用希望の家庭（認定こども園、幼稚園）	3～5歳
3	2号認定（認定こども園、保育所）	3～5歳
4	3号認定（認定こども園、保育所、地域型保育事業）	0～2歳

■教育（幼稚園）

（単位：人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	1号認定	37	38	39	37	38
	2号認定	74	73	72	74	73
	合計	111	111	111	111	111
確保の内容 ②	1号認定	150	150	150	150	150
	2号認定	100	100	100	100	100
	合計	250	250	250	250	250
差引② - ①		139	139	139	139	139

■保育（保育所・認定こども園）

（単位：人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み ①	2号認定	252	244	236	228	221
	3号認定（0歳）	56	54	52	50	48
	3号認定（1歳）	79	76	73	70	67
	3号認定（2歳）	92	89	86	83	80
	合計	479	463	447	431	416
確保の 内容 ②	2号認定	255	255	255	255	255
	3号認定（0歳）	52	52	52	52	52
	3号認定（1歳）	82	82	82	82	82
	3号認定（2歳）	96	96	96	96	96
	合計	485	485	485	485	485
差引② - ①		6	22	38	54	69

③ 地域子ども・子育て支援事業の確保の方策

多様なニーズに対応するため、子ども・子育て支援法で定められた地域子ども・子育て支援事業を中心に、今後の利用量の見込みを行い、事業に取り組みます。

対象事業	事業内容	確保の内容
利用者支援事業	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	R5：1 か所 ↓ R11：1 か所
地域子育て支援拠点事業	主に乳幼児とその保護者に対する育児支援を目的とした事業です。保育士による子育て相談、親子遊びなどの催し、フリースペースの開放などを行っています。子どもと一緒に遊ぶ中で、親同士も情報交換や友達づくりができ、親子で楽しく過ごせる事業です。	R5：1 か所 ↓ R11：1 か所
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊娠に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	実施場所：県内医療機関 実施体制：事業委託 実施時期：通年
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。	実施体制：業務委託及び町保健師・助産師による訪問
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。	実施体制：町保健師・助産師による訪問
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者が疾病、身体上もしくは精神上の理由等により家庭において子どもを一時的に養育できない場合、原則7日間を限度に利用できる事業です。	R5：0 人 ↓ R11：0 人
ファミリー・サポート・センター事業（就学児童）	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）が、地域の中で助け合いながら子育てをする有償ボランティアの会員組織です。	R5：1 か所 ↓ R11：1 か所
一時預かり事業	・幼稚園、認定こども園における在園児を対象とした預かり保育です。 ・一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業（就学児童及び病児・病後児対応除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）を活用して、一時的に子どもを預けることができる事業です。	R5：2,936 人日 ↓ R11：2,805 人日 ----- R5：83 人日 ↓ R11：63 人日
延長保育事業	通常の保育時間の前後に、保育所が在所児の預かりをする事業です。	R5：18.7 人 ↓ R11：44 人
病児保育事業	病気や病気の回復期にある乳幼児等を対象に、保育所等での集団保育が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できない時に一時的に保育する事業です。	R5：678 人日 ↓ R11：700 人日
放課後児童クラブ	保護者が就労等で昼間家庭に居ない小学校児童に対し、授業の終了後などに学校等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供する事業です。	R5：332 人 ↓ R11：383 人
実費徴収に係る補足給付を行う事業	特定教育・保育施設等においては、実費徴収（教材費、行事参加費等）を行う場合があると想定されます。本事業は、低所得者の負担軽減を図るため、実費負担分を公費により助成する事業です。現状では実施していませんが、今後、国が設定する対象範囲・上限額を基に、必要性等を検討し、状況に応じて実施します。	-
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。今後、必要性を検討し、状況に応じて実施します。	-
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】	0歳6か月から満3歳未満までの保育所等に通っていない子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる事業です。	R11：1 人日
産後ケア事業【新規】	退院後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。	実施体制：金ヶ崎町
妊婦等包括相談支援事業【新規】	妊婦等と面談をすることにより、心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供や相談、その他の援助を行う事業です。	R5：206 回 ↓ R11：237 回

金ヶ崎町子ども・子育て支援事業計画(概要版)

発行 金ヶ崎町 〒029-4503 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根樋水 53 電話：0197-44-4611 FAX：0197-47-3413
編集 子育て支援課